

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 30 年 9 月 28 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800162号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800078号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和39年11月から昭和45年3月まで

私は、請求期間においてA社のC職としてD事業所に所属していたが、当該期間の厚生年金保険の記録がないので、調査して年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出されたC職名簿により、請求者は、昭和39年11月2日にD事業所に就職し、昭和45年5月24日に退職しており、請求者が請求期間において同社のC職として登録されていたことが確認できる。

また、請求者は、請求期間当時、固定給はなくE手当及びF手当(以下「E手当等」という。)が、A社から支払われていた旨陳述しているところ、同社は、E手当等の受領書は見当たらないものの、請求者の陳述と同様の支給形態であったと思われる旨陳述している。

しかしながら、請求者の請求期間に係るA社における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、C職名簿には、勤務日数、勤務時間等の記載がなく、A社は、請求者の請求期間に係る賃金台帳は確認できない旨陳述していることから、請求者の同社における勤務の実態を確認することはできない。

また、A社は、請求期間当時、G業務以下のC職は厚生年金保険に加入させていなかったことから、G業務以下のC職であった請求者については厚生年金保険に加入していないと回答しており、厚生年金保険の保険料控除についても行っていないと考えられる旨陳述している。

さらに、A社の事業所別被保険者名簿からは、請求者及び請求者が記憶している元C職であった同僚の氏名を確認することはできない。

加えて、請求期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者であり、現在、連絡を取ることのできる3名に、請求期間当時の厚生年金保険の加入に係る取扱いについて照会したが、明確な回答、陳述を得ることはできなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。